### 令和4年度 埼玉県地域両立支援推進チーム会議 議事次第

日時: 令和4年11月25日14:00~16:00

場所:埼玉労働局雇用保険説明会場

( オ ン ラ イ ン 併 用 )

- 1 埼玉労働局長挨拶
- 2 チーム構成員紹介
- 3 議事
- (1) これまでの埼玉県地域両立支援推進チームの取組について
- (2) 埼玉県地域両立支援推進チームの取組に関する計画(案)について
- (3) その他

### く資料>

- 資料1 これまでの埼玉県地域両立支援推進チームの取組と埼玉県地域両立支援推進チームの取組に関する計画(案)について
- 資料2 埼玉県地域両立支援推進チームの取組に関する計画(案)
- 資料3 主な論点
- 参考資料1 これまでの埼玉県地域両立支援推進チームの取組(詳細)
- 参考資料2 埼玉県地域両立支援推進チーム規約
- 参考資料3 健康経営埼玉推進協議会



# 

# 令和4年度「埼玉県地域両立支援推進チーム」会議

令和 4 年11月25日(金曜日)14:00~16:00

事務局 埼玉労働局健康安全課

- 1 これまでの埼玉県地域両立支援推進チームの取組について
- 2 埼玉県地域両立支援推進チームの取組に 関する計画(案)について



# 1 これまでの取組(推進チーム)※詳細は参考資料1

取組	実績(平成29年~令和3年)
(1)会議	● 推進チーム会議を開催し、推進チームの取組の共有、構成員の 連携を図った。
(2) セミナー	<ul><li>● 計2回・計220人が出席するセミナーを開催し、事業者の両立 支援の取組の推進を図った。</li></ul>
(3) リーフレット	<ul> <li>● 労働者(患者)向けに、各構成員が実施する各種支援施策をとりまとめた「治療と仕事の両立支援のための相談窓口」のリーフレット約5万部を作成・配布</li> <li>● 企業向けに「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の紹介、病気休暇制度及び失効年次有給休暇積立制度の紹介を行うリーフレット約3万部を作成・配布</li> </ul>
(4) ポスター	● 労働者(患者)向けリーフレットと同内容のポスターを <b>約4千</b> <b>部</b> 作成し、企業・医療機関に掲示
(5)好事例	● 推進チームにおいて、好事例の収集を図り、県内の3法人(生活協同組合コープみらい、パイン(株)、狭山ケーブルテレビ(株))の好事例が「治療と仕事の両立支援ナビ」ポータルサイトに掲載された。

# 1 これまでの取組(医療機関・外部支援機関)

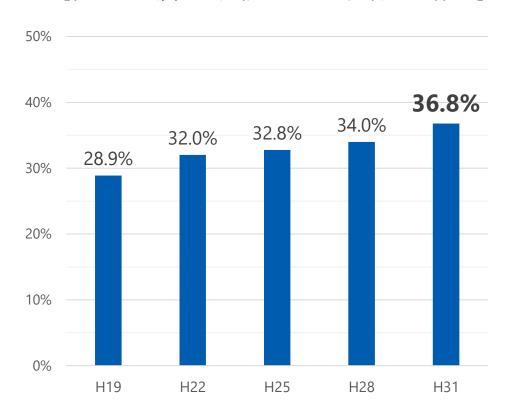
機関名	実施事項
(公社)埼玉県医療社会事業協会	● 治療と仕事の両立支援について、 <b>医療機関のソーシャルワー</b> カーに対する研修を実施
(地独)埼玉県立がんセンター	<ul><li>● がん相談支援センターにおいて、主に患者とその家族を対象 に看護師、ソーシャルワーカーによる相談対応</li></ul>
(一社)埼玉県医師会	● 埼玉県内の医療機関に <b>推進チームの取組を周知</b>
(一社)日本産業カウンセラー協会	● 産業カウンセラーによる有料の相談支援
埼玉県若年性認知症サポートセン ター	<ul><li>● 埼玉県若年性認知症支援コーディネーターが、職場との調整 や再就職の助言など、本人や家族からの相談(社会保障・医療・サービス受給・就労支援等)に対応</li></ul>
埼玉県社会保険労務士会	<ul><li>総合労働相談所において社会保険労務士による無料の相談対応を実施</li><li>事業主向けの治療と仕事の両立支援セミナー、社労士会員向けの研修会の開催</li></ul>
埼玉県産業保健総合支援センター	<ul> <li>● 両立支援促進員による事業場への個別訪問支援、事業者啓発 セミナー、事業者と患者(労働者)の間の両立に関する個別 調整支援、電話、メール、面談による相談対応</li> <li>● 両立支援コーディネーター研修の実施</li> </ul>
法人日本キャリア開発協会	<ul><li>● キャリアカウンセラーによる両立支援キャリアカウンセリング(30分無料相談)</li></ul>

# 1 これまでの取組(行政機関)

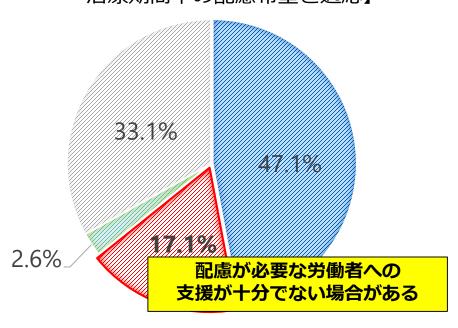
機関名	実施事項
埼玉県 保健医療部 疾病対策課	<ul> <li>埼玉さんぽと連携し看護師、医療ソーシャルワーカー、両立支援促進員による「がんワンストップ相談」での相談対応(相談方法は電話又はオンライン(Zoom))</li> <li>● 従業員ががんになった時にそなえておくべき基礎知識等をまとめた事業者向けの「がん治療と仕事の両立支援のポイント」の作成・周知</li> </ul>
埼玉県 産業労働部 多様な働き方推進課	<ul> <li>仕事と生活(介護・子育て・病気治療)の両立支援相談窓口での相談対応</li> <li>予育て・介護・病気治療と仕事の両立支援アドバイザーを事業所に派遣</li> </ul>
埼玉県 福祉部 地域包括ケア課	<ul><li>● 埼玉県・さいたま市若年性認知症サポートセンターの事業紹介</li><li>● 若年性認知症の方に就労支援に関する各種支援メニューを紹介</li></ul>
埼玉労働局	<ul> <li>「治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく就業環境の整備(休暇制度、勤務制度など)を推進するため、事業者に対する周知を実施</li> <li>総合労働相談コーナーにおいて、事業者・労働者からの電話相談に対応</li> </ul>

## 現状と課題

### 【何らかの疾患で通院している労働者の割合】



### 【職場における疾病を抱える労働者の 治療期間中の配慮希望と適応】

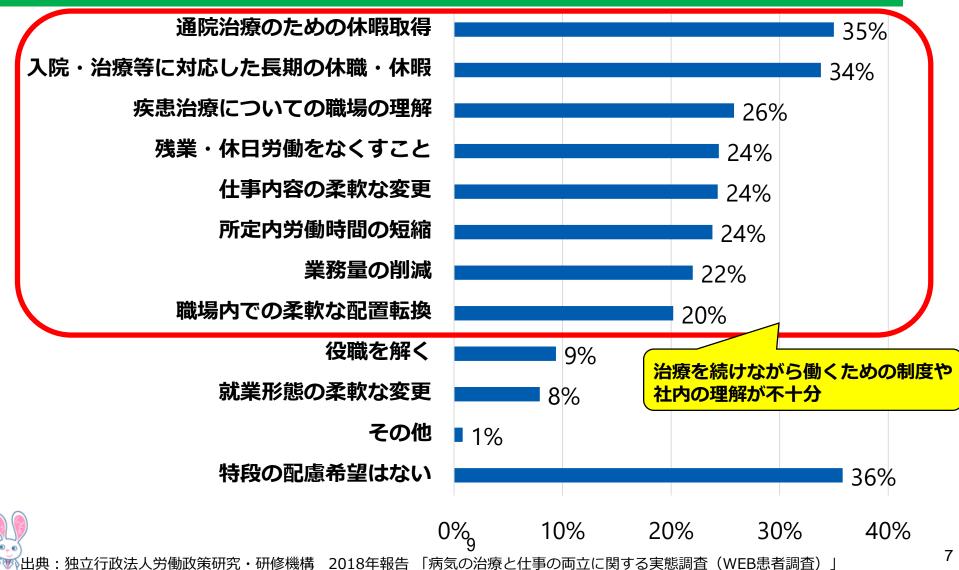


- ☑ 配慮を希望し、配慮の適応があった
- 図配慮を希望したが、特段の配慮の適応はなかった
- 特段の配慮希望はないが、配慮の適応があった
- ※ 特段の配慮希望も適応もなかった

出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」

出典:独立行政法人労働政策研究・研修機構 2018年報告 「病気の治療と仕事の両立に関する実態調査 (WEB患者調査)」6

## 現状と課題



# 2 埼玉県地域両立支援推進チームの取組に関する計画 <u>(案)について</u>

### 1 これまでの取組、現状及び課題

埼玉県地域両立支援推進チーム(以下(推進チーム)という。)は、平成 29年9月19日に発足して以来、周知啓発用リーフレット及びポスターの作成・配布、セミナーの開催等の取組を行ってきたところである。

しかしながら、最近の各種調査結果から、治療と仕事の両立支援(以下「両立支援」という)の状況を見ると、病気休暇制度のある企業(常用雇用者30人以上民営企業)の割合がわずかな増加にとどまっている。また、がんの治療や検査のために通院する必要がある場合、働き続けられる環境だと思う人の割合が37.1%(令和元年)と依然として半数にも満たない状況である(内閣府「がん対策・たばこ対策に関する世論調査」)。

このように、両立支援の状況は未だ十分でなく、推進チームとしてなお一層積極的に両立支援の周知啓発に取り組む必要があることから、推進チームの取組について計画を定め、構成員の連携の下、具体的な取組を推進することとする。



2 計画期間 推進チームの計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年とする。

### 3 目標

- (1) 県内に広く両立支援の機運の醸成を図る。
- (2)両立支援を必要とする労働者の働きやすい環境整備を推進するため、 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(以下 「両立ガイドライン」という。)の取組について、県内企業への浸透を 図る。
- (3) 医療機関において両立支援に係る相談があった場合に各相談支援機関と の連携が円滑にできるよう、連携スキームを確立し、運用を図る。
- 4 具体的な取組事項

下記(1)ないし(4)の取組を(5)の実施体制を構築し、別紙工程表に 沿って取り組む。



## 4 具体的な取組事項

### (1) 各種支援施策の周知媒体の作成・連携体制の構築

各種支援を受ける労働者(患者)及び事業者の利便性向上を図るため、次の取組を行う。

- ①推進チームの各構成員が実施する各種支援施策をとりまとめた「治療と仕事の両立支援のための相談窓口」のリーフレット・ポスターを随時更新する。
- ②推進チームの取組の発信力を強化するため、情報の一元化を図り、埼玉産業保健総合支援センターのホームページ内に両立支援推進チームの特設ページを作成する。構成員は同特設ページのリンクを設定する。
- ③相談を受けた構成員が相談内容を踏まえて、他の支援機関に適切につなぐことができるよう相談 窓口の担当者連絡先一覧を整備するなど、相談者の利便性向上につながる支援機関の連携策を検討し、支援機関の連携を強化する。

	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
(1)各種支援施策 の周知媒体の作成・ 連携体制の構築	①随時更新  ②特設ページ作成	等 ②随時頭			>
【 <b>体制</b> 】 ・各種支援施策を行う構成員	③連携策の検討 ◆	③連携策の実施			<b>→</b>

12

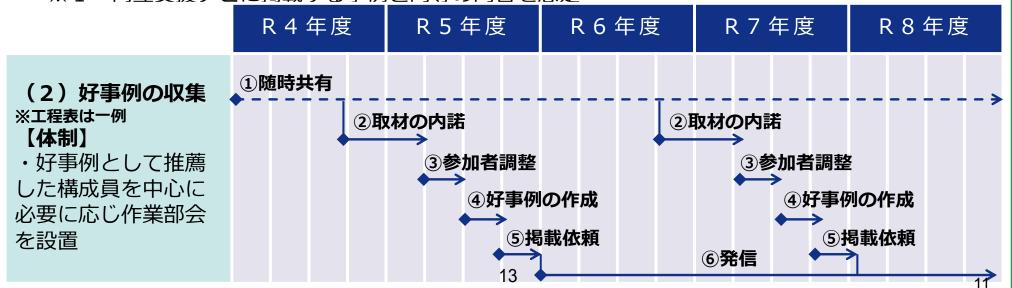
10

## 4 具体的な取組事項

### (2) 好事例の収集

好事例の収集を行い、県内企業の両立支援の取組の推進を図るため、次の取組を行う。

- ①構成員が支援に携わった企業・団体の中で好事例があれば、当事者の了承を得た上で構成員に共有する。
- ②原則、報告した構成員が取材の内諾を得て、取材日程等の調整を行う。
- ③構成員に対し参加希望者を募り、訪問取材を行う。
- ④事務局のとりまとめで好事例集(※1)を作成する。
- ⑤「治療と仕事の両立支援ナビ」ポータルサイトへの掲載依頼を行うとともに、上記(1)の各種 支援施策の一つとして発信する。
- ※1 両立支援ナビに掲載する事例と同等の内容を想定



## 4 具体的な取組事項

### (3) セミナー・イベントの開催

県内企業に対し、両立支援の取組を浸透させるため、次の取組を行う。

- ①各構成員が開催する両立支援を主題としない既存セミナー・イベント(※2)を活用しリーフレットを配布する等により周知する。
- ②各構成員が開催する既存セミナー・イベント(※3)について、推進チームの取組を強力に発信するため、推進チーム主催としてのセミナー・イベントの開催を検討する。
- ③上記の各種セミナー・イベントを通じ、労働者(患者)向けの各種支援施策に加え、事業者向けの両立ガイドライン、病気休暇制度の普及、上記(2)で作成する好事例の周知を図る。
- ※2 両立支援を主題としない既存セミナー・イベントの例
  - ・健康経営セミナー(健康経営埼玉推進協議会主催)
  - ・埼玉県SAFE協議会(埼玉労働局主催)
  - ・安全衛生大会(各事業者団体主催)
- ※3 両立支援を主題とする既存セミナー・イベントの例 治療と仕事の両立支援セミナー(埼玉産業保健総合支援センター主催)
- ・産業保健セミナー(埼玉産業保健総合支援センター主催)
- ・産業安全衛生大会(埼玉労働災害防止関係団体等連絡協議会)
- ・埼玉県労働セミナー(埼玉県多様な働き方推進課主催)

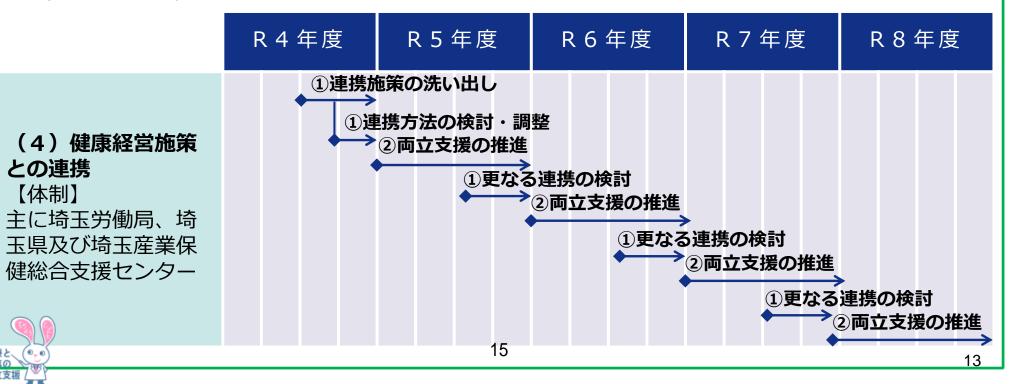


## 4 具体的な取組事項

### (4)健康経営施策との連携

事業者が行う両立支援の取組は、労働者の健康管理全般の取組の一つとして取り組まれるものであることから、労働者の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」との連携を推進するため、次の取組を行う。

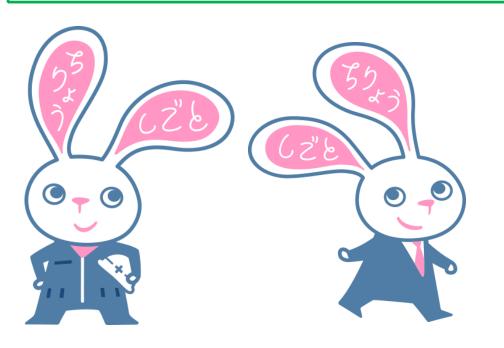
- ①埼玉県内の各種健康経営認定制度と両立支援の連携など、埼玉県内の各種健康経営施策との連携 を検討する。
- ②健康経営施策と連携することにより、健康経営の推進と合わせて両立支援の推進を図る。



## 4 具体的な取組事項

### (5) 実施体制

- 上記(1)ないし(4)の取組を推進するため、次のとおり実施体制を構築する。
- ①上記(1)については、各種支援施策を行う構成員。
- ②上記(2)については、好事例として推薦した構成員を中心に、必要に応じ作業部会を設置。 (設置を行う際には、構成員あて作業部会設置の連絡を行うこととする)
- ③上記(3)については、セミナー・イベントを開催する構成員を中心とする作業部会を設置。
- ④上記(4)については、主に埼玉産業保健総合支援センター、埼玉労働局及び埼玉県が実施。

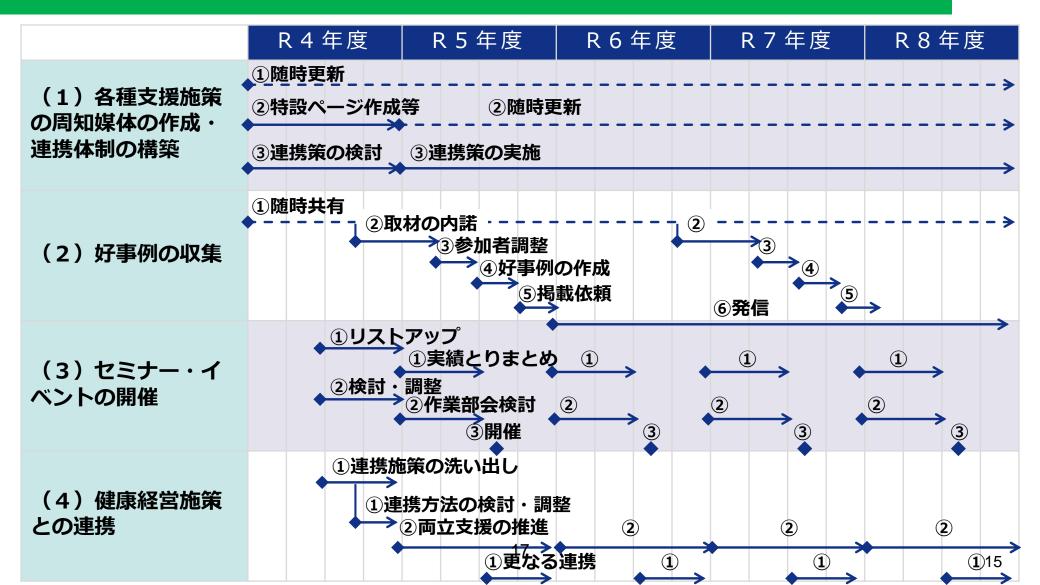






# 2 埼玉県地域両立支援推進チームの取組に関する計画 <u>(案)について</u>

## 別紙 工程表



### 1 これまでの取組、現状及び課題

埼玉県地域両立支援推進チーム(以下「推進チーム」という。)は、平成29年9月19日に発足して以来、周知啓発用リーフレット及びポスターの作成・配布、セミナーの開催等の取組を行ってきたところである。

しかしながら、最近の各種調査結果から、治療と仕事の両立支援(以下「両立支援」という。)の状況を見ると、病気休暇制度のある企業(常用雇用者30人以上民営企業)の割合がわずかな増加にとどまっている。また、がんの治療や検査のために通院する必要がある場合、働き続けられる環境だと思う人の割合が37.1%(令和元年)と依然として半数にも満たない状況である(内閣府「がん対策・たばこ対策に関する世論調査」)。このように、両立支援の取組状況は未だ十分でなく、推進チームとして、なお一層積極的に両立支援の周知啓発に取り組む必要があることから、推進チームの取組について計画を定め、構成員の連携の下、具体的な取組を推進することとする。

### 2 計画期間

推進チームの取組計画は、令和4年度から令和8年度までの5か年とする。

#### 3 目標

- (1) 県内に広く両立支援の機運の醸成を図る。
- (2) 両立支援を必要とする労働者の働きやすい環境整備を推進するため、「事業場に おける治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(以下「両立ガイドライン」 という。)の取組について、県内企業への浸透を図る。
- (3) 医療機関において両立支援に係る相談があった場合に各相談支援機関との連携が円滑にできるよう、連携スキームを確立し、運用を図る。

#### 4 具体的な取組事項

下記(1)ないし(4)の取組を(5)の実施体制を構築し、別紙工程表に沿って取り組む。

- (1) 各種支援施策の周知媒体の作成・連携体制の構築 各種支援を受ける労働者(患者)及び事業者の利便性向上を図るため、次の取組を 行う。
- ① 推進チームの各構成員が実施する各種支援施策をとりまとめた「治療と仕事の両立支援のための相談窓口」のリーフレット・ポスターを随時更新する。
- ② 推進チームの取組の発信力を強化するため、情報の一元化を図り、埼玉産業保健総合支援センターのホームページ内に両立支援推進チームの特設ページを作成する。構成員は同特設ページのリンクを設定する。
- ③ 相談を受けた構成員が相談内容を踏まえて、他の支援機関に適切につなぐことができるよう相談窓口の担当者連絡先一覧を整備するなど、相談者の利便性向上につながる支援機関の連携策を検討し、支援機関の連携を強化する。
- (2) 好事例の収集

好事例の収集を行い、県内企業の両立支援の取組の推進を図るため、次の取組を行う。

①構成員が支援に携わった企業・団体の中で好事例があれば、当事者の了承を得た上で構成員に共有する。

- ②原則、報告した構成員が取材の内諾を得て、取材日程等の調整を行う。
- ③構成員に対し参加希望者を募り、訪問取材を行う。
- ④事務局のとりまとめで好事例集(※1)を作成する。
- ⑤「治療と仕事の両立支援ナビ」ポータルサイトへの掲載依頼を行うとともに、上記 (1)の各種支援施策の一つとして発信する。
- ※1 両立支援ナビに掲載する事例と同等の内容を想定
- (3) セミナー・イベントの開催

県内企業に対し、両立支援の取組を浸透させるため、次の取組を行う。

- ①各構成員が開催する両立支援を主題としない既存セミナー・イベント(※2)を活用しリーフレットを配布する等により周知する。
- ②各構成員が開催する両立支援を主題とする既存セミナー・イベント(※3) について、推進チームの取組を強力に発信するため、推進チーム主催としてのセミナー・イベントの開催を検討する。
- ③上記の各種セミナー・イベントを通じ、労働者(患者)向けの各種支援施策に加え、 事業者向けの両立ガイドライン、病気休暇制度の普及、上記(2)で作成する好事 例の周知を図る。
  - ※2 両立支援を主題としない既存セミナー・イベントの例
    - ・健康経営セミナー (健康経営埼玉推進協議会主催)
    - ・産業保健セミナー(埼玉産業保健総合支援センター主催)
    - ・埼玉県SAFE協議会(埼玉労働局主催)
    - ・産業安全衛生大会(埼玉労働災害防止関係団体等連絡協議会)
    - ·安全衛生大会(各事業者団体主催)
    - ・埼玉県労働セミナー(埼玉県多様な働き方推進課主催)
  - ※3 両立支援を主題とする既存セミナー・イベントの例
    - ・治療と仕事の両立支援セミナー(埼玉産業保健総合支援センター主催)
- (4) 健康経営施策との連携

事業者が行う両立支援の取組は、労働者の健康管理全般の取組の一つとして取り組まれるものであることから、労働者の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」との連携を推進するため、次の取組を行う。

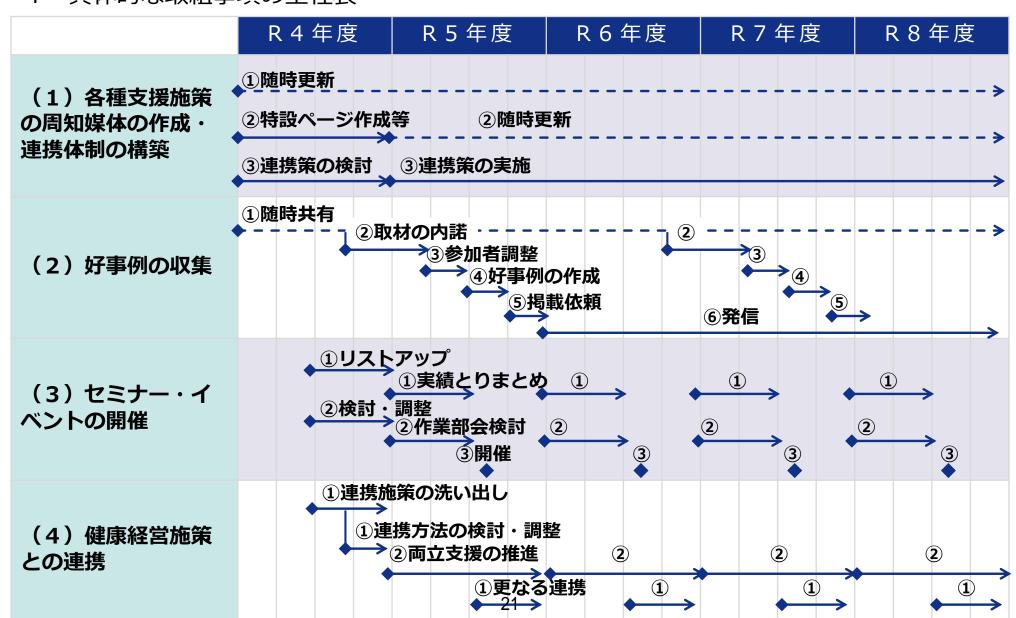
- ①埼玉県内の各種健康経営認定制度と両立支援の連携など、埼玉県内の各種健康経営 施策との連携を検討する。
- ②健康経営施策と連携することにより、健康経営の推進と合わせて両立支援の推進を 図る。
- (5) 実施体制

上記(1)ないし(4)の取組を推進するため、次のとおり実施体制を構築する。

- ①上記(1)については、各種支援施策を行う構成員。
- ②上記(2)については、好事例として推薦した構成員を中心に、必要に応じ作業部会を設置。(設置を行う際には、構成員あて作業部会設置の連絡を行うこととする)
- ③上記(3)については、セミナー・イベントを開催する構成員を中心とする作業部会を設置。
- ④上記(4)については、主に埼玉産業保健総合支援センター、埼玉労働局及び埼玉県が実施。

### 埼玉県地域両立支援推進チームの取組に関する計画

4 具体的な取組事項の工程表



### 埼玉県地域両立支援推進チームの取組に関する計画(案) に関する主な論点(推進チーム限り)

- ① 3の目標に関して、各構成員が取得する統計情報、アンケート 結果等において、埼玉県内の企業の病気休暇制度の導入状況など、 推進チームの活動の成果の指標となりうる情報はあるか。ある場 合、同指標を目標の数値とすることは可能か。
- ② 4 (1) ③連携体制の構築について、各種支援施策を利用する 労働者(患者)及び事業者の利便性向上を図るためにどのような 対応、連携が可能か。
- ③ 4 (2) 好事例の収集において、各構成員が好事例を把握する 手段としてどのような方法があるか。
- ④ 4 (3) セミナー・イベントの開催について、両立支援を主題とする既存のセミナー・イベントで推進チーム主催とできるものがあるか。
- ⑤ 健康経営施策との連携に関して、健康経営埼玉推進協議会との 連携を想定しているが、調整を進めて問題ないか。
- ⑥ その他、各構成員のこれまでの取組を踏まえ、具体的な取組事項として、追加すべきものはあるか。

# (1) これまでの取組について (チーム会議1/2)

## 平成29年度(2017)

9月:会議、推進活動の骨子、規約・要綱決定

10月:研修、相談員研修

## 平成30年度(2018)

4月:ガイドライン説明、病院の相談支援センター(自治医大、さいたま市立病院)

8月:会議、セミナー開催・ リーフレット、ポスター作成を決定

2月:会議、セミナーソウカツ・ リーフレット、ポスター案の決定、配布数及び配布先決定

## 令和1年度(2019)

9月:会議、H30以降取組状況・地域の理解促進

1月:会議、リーフレット、ポスター案の提示・決定、配布数及び配布先決定

セミナーの開催を3月に決定 ※コロナ感染防止により中止

## 令和2年度(2020)

7月:会議に変えて、電子メール情報提供へ、地域セミナーは本省セミ・シンポ等へ

2月:電子メール会議、埼玉リーフレット、ポスター更新の構成員意見集約を開始

# (1) これまでの取組について(チーム会議2/2)

## 令和3年度(2021)

- 6月、埼玉リーフレット、ポスター最終案を構成員に提示、 オンライン会議開催を提案
- 9月、Zoom会議開催:埼玉リーフレット、ポスター決定、今後オンライン会議活用決定
- 9月、参集者情報共有 CSRオンラインのイベント
- 3月、参集者情報共有 令和4から8年度のチーム取組み五か年計画(案)作成

## 令和4年度(2022)

- 7月、構成員名簿作成(新構成員確定)
- 7月、事務局等による本省ポータルサイト優良事業場訪問(大鵬薬品工業㈱)
- 8月、事務局等による本省ポータルサイト優良事業場訪問(サッポロビール(株))

参加者 4人(事務局、埼玉さんぽ、社労士会)

両社とも埼玉さんぽのセミナーへの登壇と資料提供の協力を得た

登壇の予定 11/29 :大鵬薬品工業㈱及び狭山ケーブルテレビ

2/上旬:サッポロビール(株)

7月 埼玉の優良事業場を本省に報告、UDトラックス

本省ポータルサイトへの掲載承諾、掲載手続き中

11月 Zoom併用会議 これまでの活動の総括、令和4~8年度活動計画 その他(治療と仕事の両立支援の周知・普及等)

# (1) これまでの取組について(セミナー 1/6)

## 平成29年度(2017)

3月に 第1回の埼玉セミナーを開催、約150人参加

説明:ガイドライン(埼玉労働局労働基準部健康安全課労働衛生専門官)

(さいたま総合労働相談コーナー総合労働相談員)

長期療養者就職支援事業(大宮ハローワーク 就職支援ナビゲーター)

講演:就労継続のために大切なこと(埼玉さんぽ 両立支援促進員)

治療と就労の両立支援 職場での取り組み(コープみらい 看護担当)

## 平成30年度(2018)

9月に 第2回の埼玉セミナーを開催、約70人参加

主催者挨拶 (埼玉労働局長)

説明:セミナーの趣旨(埼玉労働局労働基準部健康安全課長)

就労継続のために大切なこと

両立支援のためのガイドライン(埼玉さんぽ:産保両立促進員)

埼玉さんぽによる個別支援

医療機関の相談事例など(がんセンター: MSW 城谷)

講演:職場での取組み県内事業場パイン㈱(社長・がんサバイバー)

# (1) これまでの取組について(セミナー 2/6)

## 令和1年度(2019)

3月に 第3回の埼玉セミナーを開催予定、直前に中止(コロナ感染防止)

主催者挨拶 (埼玉労働局長)

講演:働きやすい職場づくり

(埼玉さんぽ:両立促進員)

ガイドラインを活用した両立支援の進め方とポイント

企業における両立支援の実例 (産業医・労働衛生コンサルタント)

復職における対話と経緯、罹患後の仕事観の変化について

(がんアライブからサバイバー)

## 令和2年度(2020)

埼玉セミナーから本省のセミナーに

9月:本省セミナーの情報共有及び参加のお願い

2月:本省セミナー 北関東エリア

パネルディスカッションに

平成29年の埼玉セミナー紹介事例からコープみらい深井氏登壇

# (1) これまでの取組について(セミナー 3/6)

## 令和3年度(2021)

- 8月 両立支援コーディネーター基礎研修 情報共有、受講のお願い 事務局担当官 受講
- 11月 本省シンポジウム 情報共有、参加のお願い
  - 1月 本省 地域だナー北関東エリア 情報共有 参加のお願い

パネルディスカッション

コーディネーターとして、チーム構成員の近藤氏(社労士会)

好事例登壇:埼玉の新規好事例から

狭山ケーブルテレビ(株)村田部長

## 令和4年度(2022)

10月 都道府県労働局から報告好事例のポータルサイトへの掲載の内諾確認

11月 本省シンポジウム、地域セミナーの情報共有

11月25日(本日) 第1回埼玉県地域両立支援推進チーム会議開催

# (1) これまでの取組について(セミナー 4/6)

## 『治療と職業生活の両立支援セミナー』

~がん等の病気の治療と仕事の両立を支援します~.

### 主催:埼玉県地域両立支援推進チーム。

埼玉県地域両立支援推進チーム構成機関:埼玉労働局 埼玉県経営者協会、連合埼玉、埼玉県、 埼玉県医師会、埼玉県立がんセンター、埼玉産業保健総合支援センター、埼玉県社会保険労務士 会、埼玉県医療社会事業協会、日本産業力ウンセラー協会北関東支部、日本キャリア開発協会。

日時:平成30年3月12日(月) 13時30分~16時30分。

会場:大宮ソニックシティ4階市民ホール「401・402」。

住所 さいたま市大宮区桜木町1-7-5

定員:150名(参加費無料/どなたでも参加できます)。

### 【セミナープログラム】

 説明1『両立支援ガイドラインの概要』、『埼玉労働局における病気治療と就み 労の両立に関わる相談事例』

説明者 埼玉労働局労働基準部健康安全課 富樫 英樹 氏紀

- // さいたま総合労働相談コーナー総合労働相談員 豊島絵理子氏
- 2. 説明2『長期療養者就職支援事業の概要』 4

説明者 大宮公共職業安定所 就職支援ナビゲーター 岡村 佳子 氏』

3. 講演1『がん等の治療と就労の両立支援~就労継続のために大切なこと」。 講師 埼玉産業保健総合支援センター両立支援促進員。

社会保険労務士 近藤 明美 氏↓

- 4. 講演2『治療と就労の両立支援 職場での取り組み』。 講師 生活協同組合コープみらい 看護担当主任 深井 好子 氏』
- 5. 講演3『働く人が病気になったら』

講師 埼玉産業保健総合支援センター産業保健相談員。 順天堂大学医学部衛生学講座 准教授 北村 文彦 氏。

# 『第2回治療と職業生活の両立支援セミナー』

~がん等の病気の治療と仕事の両立を支援します~

主催:埼玉県地域両立支援推進チーム

埼玉県地域両立支援推進チーム構成機関:埼玉労働局、埼玉県経営者協会、連合埼玉、埼玉県 埼玉県医師会、埼玉県立がんセンター、埼玉産業保健総合支援センター、埼玉県社会保険労務士会 埼玉県医療社会事業協会、日本産業カウンセラー協会北関東支部、日本キャリア開発協会

日時:平成30年9月21日(金) 13時30分~16時30分

会場:大宮ソニックシティ4階市民ホール「403・404」

住所 さいたま市大宮区桜木町1-7-5

定員:150名(参加費無料/どなたでも参加できます)

### 【セミナープログラム】

1. 主催者挨拶

埼玉労働局長 木塚 欽也 氏

- 2. 治療と職業生活の両立支援セミナーの主旨について 埼玉労働局労働基準部健康安全課長 塩野 七重 氏
- 3. 講演『がん等の治療と就労の両立』~就労継続のために大切なこと~ ~事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン~ ~埼玉産業保健総合支援センターによる個別支援について~
  - **講師 埼玉産業保健総合支援センター 両立支援促進員 近藤 明美 氏**
- 4. 講演 『医療機関の相談事例など』 講師 埼玉県立がんセンター

地域運携・相談支援センターMSW

城谷 法子氏

5. 講演 『治療と就労の両立支援 職場での取り組み』 講師 パイン(株) 代表取締役 広瀬 佳正 氏、社長室長 宗 綾子 氏

30

# (1) これまでの取組について(セミナー 5/6)

## 『第3回治療と仕事の両立支援セミナー』

~がん等の病気の治療と仕事の両立を支援します~

主催:埼玉県地域両立支援推進チーム

埼玉県地域両立支援推進チーム構成機関:埼玉労働局、埼玉県経営者協会、連合埼玉、埼玉県 埼玉県医師会、埼玉県立がんセンター、埼玉産業保健総合支援センター、埼玉県社会保険労務士会 埼玉県医療社会事業協会、日本産業カウンセラー協会北関東支部、日本キャリア開発協会

日時:令和2年3月9日(月) 13時30分~16時00分

会場:埼玉会館 7B会議室

住所:さいたま市浦和区高砂3-1-4

定員:100名(参加費無料/どなたでも参加できます)

### 【セミナープログラム】

1. 主催者挨拶

埼玉労働局長 木塚 欽也

- 2. 講演 『がん等の治療と就労の両立支援~働きやすい職場づくり~』 ~「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」 を活用した両立支援の進め方とポイント~
  - 講師 埼玉産業保健総合支援センター 両立支援促進員 近藤 明美 氏
- 3. 講演 『企業における両立支援の実例』 講師 合同会社ひまわり 代表社員(産業医・労働衛生コンサルタント) 大津 真弓 氏
- 4. 講演『復職における対話と経緯、罹患後の仕事観の変化について』 講師 株式会社ジェイエイシーリクルートメント 人材紹介コンサルタント がんサバイバー 金澤 雄太 氏

(本件担当 埼玉労働局健康安全課 TEL 048-600-6206)

# (1) これまでの取組について(セミナー 6/6)













# (1) これまでの取組について(リーフレット・ポスター1/11)

## 平成29年度(2017)H30.1埼玉配布

リーフレット:企業向け 17,090部、患者向け 15,990部

ポスター: 企業・病院 845部

## 平成30年度(2018) R1.4埼玉版配布(ゲラ・印刷遅れ)

リーフレット:企業向け 17,090部、患者向け 15,990部

ポスター:企業・病院1,000部、携行カード20,000部

※事務局の罹りつけクリニックにも掲示、初期に1回のみ携行カード補充

## 令和1年度(2019)R2.3埼玉版配布

リーフレット: A4判 15,720部、A3判 9,512部(要望により追加)

ポスター: ポケット付きA4判 870部、携行カード 17,400部

ポケットに携行カードを入れる

# (1) これまでの取組について(リーフレット・ポスター2/11)

## 令和2年度(2020)未更新、配布できず

- 10月 本省リーフレット配布 シンポジウム(中小企業、大企業)
- 11月 本省リーフレット配布
  - 地域セミナー:3,000部、企業向け:5,200部、医療向け:4,300部
- 11月 本省ポスター配布 島耕作:25部、

## 令和3年度(2021)R3.10埼玉版配布

カラー変更 QRコード増加

リーフレット兼ポスター: A4判 17,000部

ポスター:A3判 1,000部、ポスター大判 埼玉産保へ要望で対応

携行カード廃止

- 11月 本省リーフレット配布 シンポジウム(企業向け、医療機関向け)
- 12月 本省リーフレット配布 地域は: 5,500部、配布:埼玉版リーフ配布先に変更
- 12月 本省ポスター配布 島耕作:25部

# (1) これまでの取組について(リーフレット・ポスター3/11)

## 平成29年度(2017)労働者向け

## がん等の治療と仕事の両立で心配な 事はありませんか?

治療を受けながら働き続ける患者のみなさまを応援します

#### 働きながら治療を続けたい場合、誰に相談したらいいの?

まずは、主治医や治療中の医療機関の相談窓口に対し、働きながら治療 を続けることが可能かどうか、働くことが可能な場合、働く際にどのよ うな事に注意したらよいのかについて相談してみましょう。

### 治療中に事業者(会社)とトラブルが発生した場合、どこに相談 したらいいの?

治療中にお勤め先から解雇を通告されたり、退職勧奨を受けた場合、ま た、賃金、労働時間、休日、休暇、勤務地、職種、休職、就業規則等の 労働条件について分からない事がある場合、さらに、それらの労働条件 の変更を会社から申し入れられたり、会社に変更してもらいたい場合等、 労働に関することについて、お勤め先に相談窓口がない場合や外部の機 関に相談したいときは、以下で相談ができます。

#### 1 埼玉労働局総合労働相談コーナー(無料・予約不要)

受付:平日9時~17時

所在地:さいたま市中央区新都心11-2ランドアクシスタワー16階

電話:048-600-6262

HP: www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/saitama.html 総合労働相談コーナーは、上記の埼玉労働局内にあるほか、県内各地に 9か所にあります。お近くのコーナーの所在地や制度の詳細につきまして は、以下で検索いただくか、埼玉労働局内の総合労働相談コーナーにお尋 ねください。

#### 2 埼玉県社会保険労務士会総合労働相談所(無料・予約制)

相談日:毎週水曜日10時~16時(要事前予約)

予約受付:平日9時~17時(電話、ファックスまたはメールにて) 所在地:さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル7階

電話:048-826-4864 FAX: 048-826-4866 E-mail: saitama@saitamakai.or.jp HP: http://www.saitamakai.or.jp/



(東面へ)

### 治療と仕事の両立支援とは?

がんなどの反復・継続して治療を行う必要がある傷病を負った労働者、または障 害のある労働者の、治療と仕事の両立を支援するために、事業者が一定の就業上の 措置を行うことをいいます。

病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備するため、政府は、平成29年3月に 取りまとめられた「働き方改革実行計画」に基づき、治療と仕事の両立支援の普及 と拡大に取り組んでいます。

#### 両立支援って、会社は具体的に何をしたら良いの?

両立支援は、病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労 働者が仕事を理由として治療機会を逃したり、また、治療の必 要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切 な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取 り組みです。

会社は、労働者が治療をしながら就業の継続が可能であると 判断した場合、業務によって病状が悪化することがないよう就 業上の措置(例:勤務時間の短縮・就労場所の変更等)を決定 し、実施する必要があります。その際、具体的な措置や配慮の 内容及びスケジュール等についてまとめた両立支援プランと呼 ばれる計画を策定したうえで両立支援を実施することが望まし いとされています。



埼玉産業保健総合支援センターでは、県内の事業場を対象に会社又は労働者から の申し込みにより、両立支援促進員が事業場への戸別訪問による支援を無料で実施 しています。具体的には①導入を進めるための相談、②周知啓発のための管理者・ 労働者に対する教育、③事業場における体制づくり・規程や制度づくりへの助言、 ④がん患者(労働者)と事業場との個別調整、⑤医療従事者用の主治医作成の意見書 の書き方等の説明を行うことができます。

#### 埼玉産業保健総合支援センター(無料・予約制)

受付:平日8時30分~17時15分

所在地:さいたま市浦和区高砂2-2-3さいたま浦和ビルディング6階

電話: 0 4 8 - 8 2 9 - 2 6 6 1 HP: http://www.saitamas.johas.go.jp 両立支援促進員による助言支援等の実施に関する事項については、ご相談をいた だいた際に調整します。また、内容や状況に応じて、上記の総合労働コーナーのご 利用を併せてお勧めする場合があります。

#### |両立支援について詳しく知りたい場合は?

厚生労働省のホームページでは、具体的な両立支援の取組方法等についてまとめた「事 業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を掲載していますので、 参考としてご覧ください。 治療と職業生活の両立 厚生労働省

#### ※埼玉県地域両立支援推進チームとは

埼玉県内の実情に応じた両立支援を効果的に進めるため、使用者団体や労働者団体のほか、医療機関、県の関係 部局等の様々な両立支援の関係者が参集し、チームを設置したもので、埼玉労働局労働基準部健康安全課が事務局 となっています。

(\*\*) 埼玉労働局・埼玉県地域両立支援推進チーム

35

# (1) これまでの取組について(リーフレット・ポスター4/11)

## 平成29年度(2017)事業者向け その1 A4 4ページ

## 治療と職業生活の両立支援

従業員の方が安心して治療を受けながら働き続けるために、 会社として準備できることがあります。

労働者が、がん等の病気になってしまった時無 理なく働き続けてもらうためには どうすれば良いのだろうか・・・。





厚生労働省から【事業場における治療と職業生 活のガイドライン】が公表されています。

(3ページ参照)

無料の相談窓口や事業場への個別訪問支援、治 療と仕事の両立を支援するための制度を導入す る事業主への助成金等の支援があります。

(4ページ参照)

#### 治療と仕事の両立支援とは?

病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。 労働者がんなどの病気を理由として安易に退職を決めてしまわないように、事業者側にも、日頃から病気に関する理解の促進や、労働者との良好なコミュニケーションが求められています。 変わりゆく労働環境の中で、なぜ企業が両立支援に取り組む必要があるのが、そして労働者のために事業者ができることは何か。一緒に考えていまませんが きませんか。

※埼玉県地域面立支援推進チームとは

埼玉県内の実情に応じた両立支援を効果的に進めるため、使用者団体や労働者団体のほか、医療機関、県の関係 部局等の様々な両立支援の関係者が参集し、チームを設置したもので、埼玉労働局労働基準部健康安全課が事務局 となっています。

(\*\*) 埼玉労働局・埼玉県地域両立支援推進チーム

### 両立支援が必要とされる理由

「かん対象に関する世界を正」(平成28年11月 内閣商政府の数字)から、現在の仕事と治療等の 関立についての経験を見てみましょう。

#### Point 1 仕事と治療等の両立について

現在の日本の社会では、がんの治療や検査のために2週間に一度程度内院に通う必要が ある場合、働きつづけられる環境だと思わない人が約2/3います。

(商をつづけられる環境だと思うか聞いたところ、「そう思わない」とする者の割合が84.5% (「どちらかといえばそう思わない」35.2%+「そう思わない」29.3%)となっています。)

#### Point 2 両立を困難にする最大の要因

がんの治療や検査のために2週間に一度程度表院に通う必要がある場合、働き続ける ことを難しくさせている最も大きな理由として、

- ① 「代わりに仕事をする人がいない、またはいても頼みにくいから」…21.7%
- ② 「関係が休むことを許してくれるかどうかわからないから」
- ③「かんの治療・検査と仕事の両立が体力的に麻難だから」 ---199%
- ④「休むと収入が減ってしまうから」
- ---159% ⑤「かんの治療・検査と仕事の両立が精神的に困難だから」 ---128%
- ⑥「休かと購場での評価が下がるから」

... 60% となっています。

#### Point 3 両立に必要な取り組み

**働くことが可能で、働く意欲のあるがん患者が働き続けるようにするためには、どう** いう取り組みが必要だと思うか聞いたところ。(複数直答、上位2項目)

- ①「病気の治療や運流のために短時間動務が活用できること」 ...526%
- ②「1時間単位の休暇や長期の休暇が取れるなど柔軟な休眠制度」 …46.0%

の顔となっています。

### 事業者にとって両立支援の意義とは

疾病をかかえる労働者が、業務によって疾病が悪化すること のないよう、治療と職業生活の両立のだめに必要な「一定の 就業上の措置や治療に対する配慮」を行うことは、労働者の健康 確保対策のひとつと位置づけられます。

また、事業者にとっては、継続的な人材の確保や労働者の 安心感やモチベー ションの向上による人材の定着・生産性の向上 も期待できます。

# (1) これまでの取組について(リーフレット・ポスター5/11)

## 平成29年度(2017)事業者向け その2 A4 4ページ

### 「事業場における治療を職業生活の両立支援のためのガイイドライン」とは?

がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの治療が必要な疾病を抱える 労働者に対して、事業場において適切な就業上の措置や治療に対する配慮 が行われるよう、事業場における取組をまとめたものです。

「治療と職業生活の両立支援を行うだめの環境整備」や「両立支援の 進め方」(概要下記)が記載されています。

主治医の意見を求める際、また、勤務情報を主治医に提供する際に必要となる様式例やその際の手順、留意事項が記載されています。

#### 治療と職業生活の両立支援の進め方

#### ①労働者が事業者へ対し、支援の申出と支援に必要な情報提供を行う

- ・労働者は主治医に対して、一定の書式(ガイドラインに掲載)を用いて 自らの業務内容等を提供。
- ・主治医はそれを参考に一定の書式を用いて症状、就業の可否、時短等の 望ましい就業上の措置、配慮事項を記載した書面を作成。
- 労働者は、主治医に作成してもらった書面を、事業者に提出。

#### ② 事業者が産業医等の意見を聴取

事業者は、労働者から提出された主治医からの情報を、産業医等に提供し 産業医から就業上の措置、治療に対する職場での配慮に関する意見を聴取。

#### ③ 事業者が就業上の措置等を決定・実施

- 事業者は、主治医、産業医等の意見を勘索し、労働者の意見も聴取した上で 就業の可否、 就業上の措置(作業の転換等)、治療に対する配慮(通院時間の 確保等)の内容を決定し実施。
- ※ 実施の協には、奴隷上の機関等の具体的な受験が容をまとかだ「両立受援プラン」の作成が望ましい



※ がんなどの病気になっても安かして傷き続けられる機器をつくるために、治療と職業生活の 両立を実現しやすい機器の環境器機が大切です。

### 治療と仕事の両立支援制度を導入する事業主への助成金があります。

~ 障害者雇用安定助成金(障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース)のご案内 ~

がん等の病気を抱える労働者の病状や治療内容などに応じた、治療と仕事の両立を支援するための制度を導入する事業主には、10万円の助成金が支給されます。 この助成金により、企業における労働者の雇用維持の取組を支援しています。

導入する両立 支援制度の例 体報制度:時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気体軽(取得条件や取得中の処遇 (賃金の支払いの有無等)は問わない)など

職務制度:フレックスタイム制度、時差出動制度、短時間動務制度、在宅勤務(テレ

ワーク)、試し出動制度 など

- ★助成金の支給にあたっては、この他にも要件があります。
- 詳しくは、都道府県労働局職業安定部または八ローワークへお問い合わせください。
- ・申請様式は厚生労働省ホームページからダウンロード可能です。
   ホーム > 政策について > 分野所の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 事業主の方のための雇用関係助成金 「鈴害者雇用を言助成金(移庫・発発と仕事の両立支援制度」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000162833.html

#### 事業者向け両立支援の相談先は

独立行政法人**労働者健康安全機構 埼玉産業保健総合支援センタ**ーでは、**専門家** (両立支援促進員)が**治療と職業生活の両立支援について事**業者や人事労務担当者 などからの**電話相談に対応**します。

また、具体的事例について、事業場の希望がある場合には、訪問支援を行い、就業上の措置等への助言や職場復帰支援プランの作成について、状況にあった具体的な助言、事業者と患者(労働者)間の調整支援を行います。これらは全て無料です。 (均玉産業保健総合支援センター 電話番号 048-829-2661)

社会保険労務士、医療ソーシャルワーカー(社会福祉士等)、産業力ウンセラー、 キャリアコンサルタント等は専門家として事業者に対し、両立支援の相談・援助を 行っています。(個別の契約になります。原則有料)

### - がんの診断や治療についての相談は

がんの観光や治療について、まだ、がんの情報的口管は、 国立がん研究センターのがん情報サービスから確認できます。 かん情報サービス ganjoho.jp

厚生労働省ホームページでは、具体的な両立支援の取組方法等についてまとめた 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を掲載してい ますので、参考としてご覧ください。

# (1) これまでの取組について(リーフレット・ポスター6/11)

### 平成30年度(2018)労働者向け

### 治療と仕事の両立のための相談窓口 あなたからの電話が 最初の一歩 /

【治療を受けながら働き続ける労働者のみなさまを応援します】

埼玉県地域両立支援推進チーム		相談窓口			
相談窓口	電話	会社が	患者か	会社との	患者へのカ
お電話ください! ※通話料は相談者負担です。	相 談	らの相談	らの相談	トラブル相談	カウンセリング等
埼玉労働局 総合労働相談コーナー 【電話:048-600-6262】	0	0	0	0	×
埼玉県産業労働部雇用労働課 【電話 048-830-4515】	0	0	0	0	×
埼玉県社会保険労務士会総合労働相談所 【電話 048-826-4864】	0	0	×	×	×
埼玉産業保健総合支援センター 【電話 048-829-2661】 ※相談員による訪問相談をお受けします。	0	0	0	×	×
埼玉県若年性認知症支援コーディネーター 【電話 048-667-5553】 ※若年性認知症に関する相談をお受けします。	0	0	0	0	0
日本産業カウンセラー協会 北関東支部 【電話 048-823-7801】	0	有料	有料	有料	有料
日本キャリア開発協会 【電話 03-6661-6221】	0	有料	0	有料	有料
○:無料で相談に対応しています。 ×:相談に対応していません。					

### 埼玉労働局・埼玉県地域両立支援推進チーム

埼玉労働局 埼玉属 埼玉属医師会 埼玉原経営者協会 連合埼玉 埼玉原社会保険労務士会 埼玉原立がんセンター 埼玉国医療社会事業協会 埼玉産業保健総合支援センター 日本産業カウンセラー協会北別東支部 日本キャリア開発協会

### 治療と仕事の両立支援とは?

両立支援は、病気でも、働く意欲・能力のある労働者が治療の必要性を理由とし て仕事の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続け られる社会を目指す取り組みです。

### 両立支援って、労働者は具体的に何をしたら良いの?

- 治療を受けながら仕事を続けたいかお考えください。
- ② 治療と仕事の両立にお困りの方は、相談窓口に電話をください。

埼玉産業保健総合支援センターは、治療を受けながら仕事を続けた い労働者のから申込みにより専門スタッフ(両立支援促進員)が、会 社や治療中の病院などに訪問しての面接相談をお受けできます。

さらに、会社の理解が得ることで、導入から運用まで支援をするこ とができます。 (サービスはすべて無料です)

- 例えば ●労働者への説明
  - 事
    う
    な
    進
    か
    る
    た
    め
    の
    具
    体
    的
    な
    助
    言
  - 労働者(患者)と事業場と主治医等との調整
- ※ 相談内容に応じて、埼玉県地域両立支援推進チーム等の 相談窓口のご利用を併せてお勧めする場合があります。

電話番号:048-829-2661

相談時間:平日8時30分~17時15分(相談は随時、支援は予約制) 所 在 地 : さいたま市浦和区 岸町7-5-19全電通埼玉会館 あけぼのビル3階

### 両立支援について詳しく知りたい場合は?

厚生労働省のホームページでは、具体的な両立支援の取組方法等についてまと めた「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を掲載 していますので、参考としてご覧ください。

治療と仕事

### ※埼玉県地域両立支援推進チームとは

埼玉県内の実情に応じた両立支援を効果的に進めるため、使用者団体や労働者団体のほか 医療機関、県の関係部局等の様々な両立支援の関係者が参集し、チームを設置したもので 埼玉労働局労働基準部健康安全課が事務局となっています。

# (1) これまでの取組について(リーフレット・ポスター7/11)

### 平成30年度(2018)事業者向け

## 治療と仕事の両立支援

従業目の方が安心して治療を受けながら働き続けるために!

### 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」とは?

治療が必要な疾病を抱える労働者に、適切な就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう、事業場における取組をまとめたものです。

### 治療と仕事の両立支援とは?

病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。



※ 厚生労働省ホームページでは、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を掲載していますので、ご覧ください。

治療と仕事

検索

### 事業者にとっての治療と仕事の両立支援とは?

治療と職業生活の両立支援は、<u>労働者の健康確保対策</u>のひとつと位 置づけられます。

また、事業者にとっては、継続的な人材の確保や労働者の 安心感やモチベー ションの向上による人材の定着・生産性の向上も 期待できます。



※ がんなどの病気になっても安心して働き続けられる職場をつくるために、治療と職業生活の 両立を実現しやすい職場の環境整備が大切です。

※埼玉県地域両立支援推進チームとは

埼玉県内の実情に応じた両立支援を効果的に進めるため、使用者団体や労働者団体のはか、医療機関、県の関係制局等の 様々な両立支援の関係者が参集し、チームを設置したもので、埼玉労働局労働基準制健康安全援が事務局となっています。

埼玉労働局・埼玉県地域両立支援推進チーム

### 両立支援導入のための工夫

### Point 1 病気休暇制度とは

● 私傷病の通院や自宅療養などを取得事由とする年次有給休暇とは別に取得できる休暇のことです。 定期的かつ長期的な通院治療が病気治療という非常事態だからこそ治療のための休暇が必要なのです。例えば、休職したことにより出勤率8割※を満たせず翌年度の年次有給休暇が新たに付与されない従業員がいたとしたら、治療休暇があることで安心して就労しながら通院治療を締むすいくことができるのではないでしょうか。

厚生労働省が公表した「2013年就労条件総合調査」によれば、4211社(本社の常勤労働者 数が30人以上)のうち22.4%が「病気体報制度」があると回答しています。治療体報や病気体 限は、体職制度や年次有給休暇で対応しきれない状況をカバーし、病気とともに働くという選 択肢を広げる制度といえるでしょう。

### 病気休暇制度規定例

#### 第〇条 (病気休暇)

- 1 従業員が私傷病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、病気休暇を与える。
- 2 前項の定めにより病気休暇を取得できる期間は、医師の診断書等に基づき最小限度必要と 認める日もしくは期間とし、病気休暇申請書に診断書を添えて申し出て、所属長の承認を得 るものとする。
- 3 会社は、従業員が病気休暇を取得したときは、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払う。

### Point 2 失効年次有給休暇積立制度とは

● 時効で失効した年次有給休暇を積み立てておき、病気等で長期療養する場合など使用事由を特定して休暇を取得できる制度です。

独立行政法人労働政策研究・研修機構「メンタルヘルス、私傷病などの治療と職業生活の両立支援に関する調査(2012年)」よると導入している企業は、全体の23.4%となっています。 導入率は高いとは言えませんが、がん患者さんの中には、この制度があったおかげで就労継続できたという方もいて、治療や療養に利用できる体験のひとつとして有効であるといえます。 失効した在次有給休暇の終績立日数に上房を珍けておくのがよいでしょう。

### ●失効年次有給休暇積立制度規定例

#### 第〇条(失効年次有給休暇積立制度)

1 失効年次有給休暇積立制度とは、就業規則第○条(年次有給休暇)の定めにより、消滅する 年次有給休暇のうち、上限日数を設けた上で、それを積み立てる制度をいう。

#### 第○条 (積立日数および積立限度数)

- 1 積立日数は、毎年の付与日をもって失効する年次有給休暇日数とする。
- 2 積立限度数は前項の積立日数の累計で〇〇日を上限とする。

#### 第○条 (積み立てた有給休暇の使用)

- 1 積み立てた有給休暇の使用事由は、次の各号とし、1日または半日を単位とする。なお、家 族の範囲については、介護休業規程を準用する。
  - (1) 1週間以上にわたる本人の疾病(病気等で長期療養する場合)
  - (2) 家族の看護または家族の介護
- 2 積み立てた有給休暇を使用する場合には、保有している年次有給休暇のうち、5日を超える部分を優先取得するものとする。
- 3 積み立てた有給休暇を使用するにあたっては、会社は医師の診断書を求めることがある。

# (1) これまでの取組について(リーフレット・ポスター8/11)

【B03-6661-6221】

無料で相談に対応しています。

令和1年度(2019) ポケットなし

#### あなたからの電話が 最初の一歩/ 【病気治療を受けながら働き続ける労働者のみなさまを応援します】 対面相談 埼玉県地域両立支援推進チーム 無料電話相談 お電話ください! 埼玉労働局総合労働相談コーナー [2048-600-6262] 9:00~17:00 埼玉具産業労働部雇用労働課 毎週 月·水·金曜 【8048-830-4515】 9:00~16:30 ※インターネット相談24h受付中 埼玉県立がんセンター がん相談支援センター 平日 【B048-722-1111】 $\times \circ \times$ 9:00~16:00 ※がんに関する相談をお受けします。 埼玉県社会保険労務士会総合労働相談所 毎週水曜 [2048-826-4864] O X 10:00~16:00 ※対面相談予約受付:電話にて、平日9:00~17:00 埼玉県保健医療部疾病対策課 [<del>20</del>48-830-3599] (平日18:15~20:30) $\times$ $\circ$ $\times$ ※がんに関する対面相談を月2回お受けします。 ※HP・メール(24h)、電話(8:30~17:15) による事前予約制 埼玉県若年性認知症支援コーディネーター 平日 【台048-814-1212】 $\circ \circ \times$ 9:00~16:00 ※若年性認知症に関する相談をお受けします。 埼玉産業保健総合支援センター 平日 【2048-829-2661】 O X ※相談員による訪問相談をお受けします。... 8:30~17:15 ※ メール (24h) による相談をお受けします。 日本産業カウンセラー協会 北関東支部 平日 有料で対応 [2048-823-7801] 9:30~17:00 日本キャリア開発協会 平日 30分無料

埼玉属医療社会事業談会 埼玉産業保健総合支援センター 日本産業カウンセラー協会北関東支部 日本キャリア開発談会

治療と仕事の両立のための相談窓口

有料で対応

10:00~19:00

x:相談に対応していません。

# (1) これまでの取組について(リーフレット・ポスター9/11)

## 令和1年度(2019) ポケット付き

あなたからの電話が 最初の一歩 / 【病気治療を受けながら働き続ける労働者のみなさまを応援します】



8がんに関する対面相談を月2回お受けします。

支援コーディネーター

埼玉県若年性認知症

【2048-814-1212】

[8048-823-7801]

[203-6661-6221]

無料で相談に対応しています。

日本キャリア開発協会

※若年性認知症の相談をお受けします。

【2048-829-2661】 (相談長による訪問相談をお受けします。 画祭

※メール(24h)による相談をお受します。

埼玉産業保健総合支援センタ-

EHP・メール(24h)、電話(8:30~17:15)による事前予約制

北関東支部

会和2年2月6日更新

### (\*) 埼玉労働局・埼玉県地域両立支援推進チーム

埼玉労働局 埼玉県 埼玉県医師会 埼玉県経営者協会 連合埼玉 埼玉県社会保険労務士会 埼玉県立がんセンター 埼玉県医療社会事業協会 埼玉産業保健総合支援センター 日本産業力ウンセラー協会北関東支部 日本キャリア開発協会

9:00

8:30

平日

9:30

10:00

 $\sim 16:00$ 

 $\sim 17:15$ 

 $\sim 17:00$ 

平日 30分無料

 $\sim 19:00$ 

00 ×

00×

有料で対応

有料で対応

#### 治療と仕事の両立のための相談窓口 あなたからの電話が 最初の一歩/

【病気治療を受けながら働き続ける労働者のみなさまを応援します】

埼玉県地域両立支援推進チーム		対面相談		
相談窓口 お電話ください! ※通話料は相談者負担です。相談時間を確認ください!	無料電話相談	相談	からの祖は からの祖は	トラブル相談
埼玉労働局総合労働相談コーナー 【2048-600-6262】	平日 9:00~17:00	0	0	0
埼玉県産業労働部雇用労働課 【2048-830-4515】 ※インターネット相談24h受付中	毎週 月·水·金曜 9:00~16:30	0	0	0
埼玉県立がんセンター がん相談支援センター 【2048-722-1111】 ※がんに関する相談をお受けします。	平日 9:00~16:00	×	0	×
埼玉県社会保険労務士会総合労働相談所 【2048-826-4864】 ※対画相談予約受付:電話にて、平日9:00~17:00	毎週水曜 10:00~16:00	0	0	×
埼玉県保健医療部疾病対策課 (第048-830-3599) ※がんに関する其相談を月2回お受けします。 ※HP・メール(24h)、電話(8:30~17:15) による事前予約制		(平日18 ×	15~2	o : 30) ×
埼玉県若年性認知症支援コーディネーター 【2048-814-1212】 ※若年性認知症に関する相談をお受けします。	平日 9:00~16:00	0	0	×
埼玉産業保健総合支援センター 【2048-829-2661】 ※相談員による訪問相談をお受けします。 ※ メール (24h) による相談を表受けします。	平日 8:30~17:15	0	0	×
日本産業力ウンセラー協会 北関東支部 【 <b>2048-823-7801</b> 】	平日 9:30~17:00	有	はで対	店
日本キャリア開発協会 【 <b>〒03-6661-6221</b> 】	平日 30分無料 10:00~19:00			jië.

ぐり埼玉労働局・埼玉県地域両立支援推進チーム \*\*2+2月6日原料

### 埼玉労働局総合労働相談コーナー

平日9時~17時(無料・予約不要)

電話:048-600-6262

総合労働相談コーナーは、埼玉労働局 内にあるほか、県内の各労働基準監督署 内にもあります。

詳しくは埼玉労働局のHPを検索してく 埼玉労働局 総合労働

### 埼玉県社会保険労務士会総合労働相談所

### 無料・要事前予約制

相談日時 毎週水曜日 10時~16時 9時~17時 話:048-826-4864 FAX: 048-826-4866

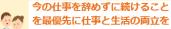
電子メール: saitama@saitamakai.or.jp HP: http://www.saitamakai.or.jp/

### 仕事を続けられるか悩んだら...

介護、子育て、病気治療などで仕事の継続に お悩みの方は、まずはこちらまでご相談くだ さい。相談員がお答えするほか、必要なサー ビスの提供窓口のご案内や、役に立つ情報の 提供も行います。

### 専用ダイヤル

毎週月・水・金曜日 午前9時~午後4時30分



支援します!

埼玉県産業労働部雇用労働課

[**L**:048-830-4518]

# 若年性認知症支援コーディネ-

- 《職場・企業》
- ◆最近忘れることが多く、什事 Fのミスが目 立っている。
- ◆社員が若年性認知症の診断を受けたが、どう 支援したらよいか分からない。
- «本人・家族»
- ◆認知症の診断を受けたがまだ働きたい。コバト
- ◆休職中だが今後どうしたらよいか分からない。

### **t**:048-814-1212

月~金曜日10時00分~15時00分 ※ 祝日、年末年始は休み。

### $\blacksquare: 048 - 814 - 1211$

【随時受付】

〒331-0825 さいたま市北区櫛引町 2-27-1 川膳ビル1階

### 独立行政法人労働者健康安全機構 埼玉産業保健総合支援センター

### ■ こんな人はいませんか?

- 病気と診断されたけど仕事を続けたい。
- 病気のことを会社にうまく伝えられない。
- 誰に相談したらいいかわからない。
- 職場の理解・協力が得られない。
- 短時間勤務や、休暇の取得が難しい。



#### 治療と仕事の両立支援サービス(概要図)

- 個別訪問支援 【両立支援促進員が直接訪問します】 制度導入の支援や管理監督者、労働者等を対象とした意 識啓発を図る教育を実施します。
- 事業者啓発セミナー 事業者に向けて厚生労働省のガイドライン等の普及・啓 発セミナーを実施します。
- 個別調整支援

事業者と患者(労働者)の間の仕事と治療の両立に関す る調整支援を行います。

気軽にお電話ください! 電話番号 8:30~17:15 048-829-2661

### 特定非営利活動法人 日本キャリア開発協会 https://www.j-da.jp/hatarakikata/

★治療と仕事の両立に関する相談のみ 30分無料でお受けします。

両立支援キャリアカウンセリング相談までの流れ】

HP:申し込み > 予約確認メール

### キャリアカウンヤラーに、どんなことを相談できるの?

- これからの仕事、どうしよう
- 働き続けられる自信がない
- 同じように働くことができるの
- 職場や家族に迷惑かけたくない
- ・職場や周囲にどう伝えればいい
- 働き方や仕事をどう調整すれば
- 仕事を続けるべき、辞めるべき

### ※相談できるのは、全てを満たしている方になります。

- ・がん等の病気を経験・治療中の患者。
- 働いている方、これから働きたい方。
- ・相談終了後、3日以内にアンケートにご協力いただける方。

平日: 月~金曜日 10:00~19:00 **3 03-6661-6221** 

(お一人様1回限りの利用となります)

## (1) これまでの取組について(リーフレット・ポスター10/11)

## 令和3年度(2021)リーフレット

### 治療と仕事の両立のための相談窓口

【病気治療を受けながら働き続ける労働者のみなさまを応援します】

あなたからの電話が最初	の一歩!	対面相談
≪治療も仕事もやめないで≫		
埼玉県地域 両立支援推進チーム 相談 窓口 ※通話料は相談者負担です。相談時間を御確認ください。	無料相談 電話番号	会社からの相談 会社からの相談
埼玉労働局総合労働相談コーナー 平日の9時から17時までお受けします。	048 600-6262	000
埼玉県産業労働部多様な働き方推進課 毎週、月・水・金階目の9時から16時30分までお受けします。 仕事と介援・子育で・病気治療との両立に関する相談を お受けします。(インターネット相談は、24時間)	048 830-4515	000
埼玉県立がんセンター がん相談支援センター がんに関する相談を平日の9時から16時30分までお受けします。	048 722-1111	× O ×
埼玉県社会保険労務士会総合労働相談所 毎週、水曜日の1 0時から1 6時までお受けします。 ※対面相談の予約は平日の9時から1 7時までお受けします。	048 826-4860	000
埼玉県保健医療部疾病対策課 がんに関する相談を月2回、対面が電話でお受けします。 事前予約割:ホームページ・メールは、2 4 時間 ☎は、8 時3 0 分から 1 7 時 1 5 分までお受けします。	048 830-3599	当面の間 電話のみ 実施。
埼玉県若年性認知症サポートセンター 若年性認知症に関する相談を平日の9時から16時までお受けします。	048 814-1212	00×
埼玉産業保健総合支援センター 平日の8時30分から17時15分までお受けします。 ※メール相談は24時間お受けします。 両立支援促進員など専門相談員による訪問相談をお受けします。	048 829-2661	00×
日本産業カウンセラー協会 北関東支部 平日の9時30分から17時までお受けします。	048 823-7801	有料で対 応します。
日本キャリア開発協会 HPより事前予約 30分陽無料電影相談を平日の10時から19時まで お受けします。	03 6661-6221	有料で対応します。

令和3年 6月1日更新

○:無料で相談に対応しています。 x:相談に対応していません。

42

埼玉県内の実情に応じた両立支援を効果的に進めるため、使用者団体や労働者団 体のほか 医療機関、県の関係部局等の様々な両立支援の関係者が参集し、チー ムを設置したもので埼玉労働局労働基準部健康安全課が事務局となっています。

(埼玉労働局・埼玉県地域両立支援推進チームの構成団体)

埼玉県地域両立支援推進チームとは?

埼玉労働司 埼玉県 埼玉県医師会 埼玉県経営有協会 連合埼玉 埼玉県社会保険労祭士会 埼玉県立がんセンター 埼玉県医療社会事業協会 埼玉産業保護総合支援センター 日本産業カウンセラー協会北関東支部 日本ギャリア開発協会

### 治療と仕事の両立支援とは?

治療と仕事の両立支援(以下「両立支援」という。)は、病気でも、働く意欲・ 能力のある労働者が治療の必要性を理由として仕事の継続を妨げられることなく、 適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。

### 両立支援って労働者は具体的に何をすれば良いの?

- 治療も仕事もやめたくない(続けたい)かお考えください。
- ② 治療と仕事の両立にお困りの方は、相談窓口にお電話ください。
- 埼玉産業保健総合支援センターは、治療を受けながら仕事を続けたい労働者 (患者) からの申込みにより専門スタッフ(面立支援促進員)が、会社(事業場) や治療中の病院などに訪問して面接相談をお受けできます。

さらに、会社から治療と仕事の両立支援(以下「支援」という。)の理解が得ら れることで、導入から運用まで支援をすることができます。

(当センターは、厚生労働省所管の独立行政法人です、支援はすべて無料です)

例えば ●労働者(患者)への支援説明

- 会社(事業場)へ支援導入のための具体的な助言
- 労働者(患者)と会社(事業場)と主治医等との調整

電話番号:048-829-2661

※ 相談内容に応じて、埼玉県地域両立支援推進チーム等の相談窓口の ご利用を併せてお勧めする場合があります。

相談時間:平日8時30分~17時15分(相談は随時、支援は予約制)

所 在 地 : さいたま市浦和区 岸町7-5-19 (全電通埼玉会館 あけぼのビル3階)

### **両立支援、詳しく知りたい場合は?**

厚生労働省のホームページでは、具体的な両立支援の取組方法等についてまと めた「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を掲載して いますので、参考としてご覧ください。

# (1) これまでの取組について(リーフレット・ポスター11/11)

令和3年度(2021) ポスター

### 治療と仕事の両立のための相談窓口

【病気治療を受けながら働き続ける労働者のみなさまを応援します】

まなたからの電話が早初の一生!		対面相談		
あなたからの電話が最初の一歩! ≪治療も仕事もやめないで≫				
埼玉県地域 両立支援推進チーム 相談窓口 ※通話料は相談者負担です。相談時間を御確認ください。	無料相談	者(労働者)からの相談 会社からの相談		
埼玉労働局総合労働相談コーナー 平日の9時から17時までお受けします。	048 600-6262	000		
埼玉県産業労働部多様な働き方推進課 毎週、月・水・金曜日の9時から16時30分までお受けします。 仕事と介護・子育て・病気治療との両立に関する相談を お受けします。(インターネット相談は、24時間)	048 830-4515	000		
埼玉県立がんセンター がん相談支援センター がんに関する相談を平日の9時から16時30分までお受けします。	048 722-1111	× O ×		
埼玉県社会保険労務士会総合労働相談所 毎週、水雅日の10時から16時までお受けします。 ※対面相談の予約は平日の9時から17時までお受けします。	048 826-4860	000		
埼玉県保健医療部疾病対策課 がんに関する相談を月2回、対面が電話でお受けします。 事前予約制:ホームページ・メールは、24時間  おは、8時30分から17時15分までお受けします。	048 830-3599	当面の間 電話のみ 実施。		
埼玉県若年性認知症サポートセンター 若年性認知症に関する相談を平日の9時から16時までお受けします。	048 814-1212	00×		
埼玉産業保健総合支援センター 平日の8時30分から17時15分までお受けします。 ※メール相談は24時間お受けします。 両立支援促進員など専門相談員による訪問相談をお受けします。	048 829-2661	00×		
日本産業カウンセラー協会 北関東支部 平日の9時30分から17時までお受けします。	048 823-7801	有料で対 応します。		
日本キャリア開発協会 HPより事前予約 3 0分間無料電話相談を平日の1 0時から1 9時まで お受けします。	03 6661-6221	有料で対 応します。		
令和3年 6月1日更新 () : 無料で相談に対応しています。	×:相談に対応し	ていません。		

# (1) これまでの取組について (埼玉県の優良事業場 1/5)

# 埼玉のセミナー等にて紹介した優良事業場等 (厚生労働省 両立支援ナビに掲載)



コープデリ生活協同組合連合会

# どうすれば働けるのか?を第一に 1人1人に寄り添う両立支援を

令和2年度 治療と仕事の両立支援 地域セミナー パネルディスカッション 【業種】小売業 | 【従業員数】1,316名 | 【産業保健スタッフ】5名



狭山ケーブルテレビ株式会社

# がんと共に生きることを宣言する 「がんアライ宣言」を宣誓

令和3年度 治療と仕事の両立支援 地域だ汁 事例発表・パネルディスカッション

【業種】有線放送業/第一種電気通信事業 | 【従業員数】41名 | 【産業保健スタッフ】1名 0

# 生活協同組合 コープみらい 事例発表

厚労省ポータルサイト 【治療と仕事の両立支援ナビ】掲載



コープデリ生活協同組合連合会 埼玉県さいたま市 小売業 従業員数1,316名(2019年度) 平均年齢50.4歳/男女比 男性3:女性7 産業保健スタッフ5名

- 生協は「職員がいきいきと働き続けられる組織」を目指していますので、たとえ病気やケガになったり、育児や介護が必要になっても「どうしたら働き続けることができるか = How can」を考えて支援していきます。
- 療養期→リハビリ期→復職準備期→職場復帰の決定→職場復帰となります。 まずは、本人が復職を希望し、主治医からの許可があることが前提です。 どのステップにおいても主治医からの情報提供依頼書を元に復職支援を行っていきます。 この書類には、就労の可否、配慮事項などが書かれており、復職に向けた支援プランを作成 するうえでも重要な資料となります。

1か月に1度、産業医、人事部、健康管理スタッフ(総務部)による復職判定会議が行われており、その中で情報提供依頼書を元にして、一人ひとりに合わせた復職のプランを検討していきます。

また、復職準備期には本人と健康管理スタッフが面談を行います。 総務部の健康管理スタッフは、看護師、産業カウンセラーなどの有資格者5名で構成されており、ケースによっては産業医のサポートを受けるなどし、復職可能と判断されると、健康管理スタッフから人事部にバトンが託され、実際の復職支援を開始します。

●「人に優しく、誇りがもてる組織」として職員1人ひとりと向き合い、健康に活き活きと働き続けられるように、そして両立支援を通じて自分が受けた支援を、同僚や組合員へと循環する"たすけあい"の精神につなげていけるよう損張っていきたいと思います。

# 狭山ケーブル 局内 好事例

厚労省ポータルサイト 【治療と仕事の両立支援ナビ】掲載



人事総務部 部長 村田 里依氏

### 狭山ケーブルテレビ株式会社 埼玉県狭山市

有線放送業/第一種電気通信事業 41名(2021年12月現在) 40.8歳/男女比 男性6:女性4 産保スタ:1名(衛生推進者)

- 放送サービス・インターネットサービス中心に、地域の安定的なインフラを提案・提供している有線放送事業者です。「がんアライ宣言」を宣誓し「がんの治療をしながら働きやすい職場の実現」に取り組んでいます。
- 人事総務部部長である推進者自身が8年前に乳がんに罹患し、治療と就労の両立を図ってきた実績があったことがきっかけです。
- 社内でがんと共に生きることを宣言する「がんアライ宣言」を宣誓しています。 【がんアライ宣言】
  - ①私たちは、がんに罹患しても働き続けられる社会であることを望んでいます。
  - ②私たちは、一人一人が共生社会の一員として、輝ける生き方を応援します。
- 人事総務部長自身が抗がん剤治療をしながら、在宅勤務と出勤の併用でフルタイムで就 労しています。

メンタルヘルス疾患を指摘された社員については有給休暇と傷病休暇を取得中です。今後主治医からの意見を聴きながら復職に向けた支援を継続する予定となっています。 (現在は治療に専念)

● メディアとしての使命という観点からも社内のみならず、社外に向けて治療と就労の両立 の重要性と現実的な支援を共に考える場を提供していけるようにしたいと考えております。

### (1) これまでの取組について (埼玉県に支社のある優良事業場 (試行的訪問) 4/5)

# 令和4年度に事務局と試行的に訪問した 優良事業場 2社



大鵬薬品工業株式会社

大切な人財だからこそ、まず、相談が大事 「相談してくれてありがとう」

治療と仕事の両立支援シンポジウム 東京・愛知 パネルディスカッションで大鵬の取り組み紹介

【業種】医薬品製造販売 | 【従業員数】2,416名 | 【産業保健スタッフ】11名



サッポロビール株式会社

# サバイバーの意見を取り入れた 両立支援ハンドブックを整備

令和2年度 治療と仕事の両立支援シンポジウム 基調講演 【業種】食品 【従業員数】2,079名 | 【産業保健スタッフ】7名 23

# (1) これまでの取組について (埼玉県に支社のある優良事業場【試行的訪問】 5/5)

埼玉さんぽの治療と仕事の両立セミナー 狭山ケーブルテレビと大鵬薬品工業(株)が登壇

狭山ケーブルテレビ株式会社

がんと共に生きることを宣言する 「がんアライ宣言」を宣誓

大鵬薬品工業株式会社

大切な人財だからこそ、まず、相談が大事 「相談してくれてありがとう」



### 参考資料 2

制定 平成 29 年 9 月 19 日 改正 令和 4 年 11 月 25 日

### 埼玉県地域両立支援推進チーム規約 (案)

### 1 目的

地域の実情に応じた治療と仕事の両立支援のため、地域の関係機関及び関係者によるネットワークを構築し、連携した取組を行うことによって両立支援の促進を図ることを目的とする。

### 2 名称

名称は「埼玉県地域両立支援推進チーム」とする。

### 3 構成

構成員は、別添「埼玉県地域両立支援推進チーム構成員名簿」に記載のものとする。 なお、構成員は、埼玉県地域両立支援推進チームおよび関係機関の意見等を踏まえ、 変更することができる。

### 4 会議の開催

令和8年までの間、原則として毎年1回開催する。

### 5 実施内容

治療と仕事の両立支援を効果的に実施するため、下記の取組を行う。

- (1) 両立支援に係る参集者の属する各機関における取組の実施状況の共有
- (2) 各機関の取組に係る連携(相互の周知協力等)
- (3) 相談窓口の支援連携に係る各機関の役割分担及び連絡先の共有および周知
- (4) 地域における両立支援コーディネーターの周知・活動の支援
- (5) 埼玉地域における企業向け及び患者(労働者)向けパンフレットの作成
- (6) 両立支援ガイドライン・病気休暇制度や地域版パンフレットを活用した両立支援 の周知・啓発
- (7) 埼玉県産業保健総合支援センターのホームページを活用した両立支援の周知
- (8) その他、必要に応じ埼玉県内独自の周知・啓発のための事業の実施、イベントの 企画・開催
- 6 事務局は、埼玉労働局労働基準部健康安全課に置き、運営に係る連絡調整等必要な事務 を行う。

### 7 その他

本規約は、令和4年11月25日から施行する。

### 埼玉県地域両立支援推進チーム構成員

令和4年11月25日時点

(労使機関)

平尾 幹雄

日本労働組合総連合会埼玉県連合会 事務局長

健一 一般社団法人埼玉県経営者協会 専務理事·事務局長

(医療機関)

法子

公益社団法人埼玉県医療社会事業協会

地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立がんセンター

患者サポートセンター 医療ソーシャルワーカー主任

てらし よしき良樹 別南 武

一般社団法人埼玉県医師会 常任理事(学術、産業保健担当) 地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立がんセンター

副病院長・患者サポートセンター長

(外部支援機関)

寧 浅川 典子

一般社団法人日本産業カウンセラー協会北関東支部 支部長

埼玉県若年性認知症サポートセンター

若年性認知症支援コーディネーター

近藤 明美 埼玉県社会保険労務士会 特定社会保険労務士

はまだ としはる 嶋田 敏晴 埼玉産業保健総合支援センター 副所長

たきた のぶゆき **滝田 信行** 

埼玉産業保健総合支援センター 両立支援担当専門職

<sub>たどころ</sub> 田所 ゆかり 特定非営利活動法人日本キャリア開発協会 キャリアコンサルタント

(行政機関)

佐智子

博成

亨

大介

増田

池田

石川

かわさき川崎

させる木

埼玉県保健医療部疾病対策課 課長

埼玉県保健医療部疾病対策課 主幹(がん対策担当) 埼玉県保健医療部疾病対策課 主事(がん対策担当)

埼玉県産業労働部多様な働き方推進課 課長

埼玉県産業労働部多様な働き方推進課 主幹 (働き方改革・テレワーク推進担当) 埼玉県産業労働部多様な働き方推進課 主任 (働き方改革・テレワーク推進担当)

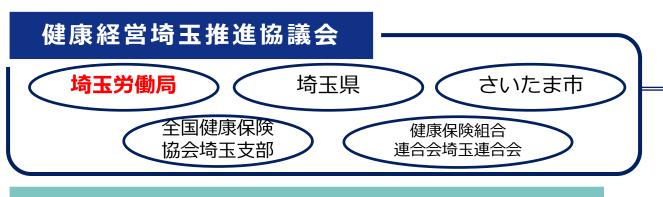
みやした てつ し 哲治 埼玉県福祉部地域包括ケア課課長

-よしかわ 吉川 . あかし 証 埼玉県福祉部地域包括ケア課 主幹(認知症虐待防止担当) 松山 埼玉県福祉部地域包括ケア課 主任(認知症虐待防止担当) 和広

昌臣 北代 埼玉労働局労働基準部 部長

3

- - 埼玉県では、県、さいたま市、協会けんぽ埼玉支部、健保連埼玉連合会を構成員とする「健康経営埼玉推進協議会」を設立し、健康経営の普及を推進
  - 健康経営の広範囲への普及、健康経営に対するきめ細かいフォローアップを行うため協力事業者も募り「オール埼玉」で健康経営をサポート
  - 令和4年7月より埼玉労働局も構成員に参画



### オブザーバー

- 関東経済産業局
- · 関東信越厚生局
- ・埼玉県信用保証協会 ・埼玉県医師会
- ・埼玉産業保健総合支援センター
- · 埼玉県商丁会議所連合会
- ・埼玉県商丁会連合会
- · 埼玉県中小企業団体中央会

### 健康経営をサポートする協力事業者(16団体)

アクサ生命保険株式会社、大塚製薬株式会社、埼玉県社会保険労務士会、埼玉縣信用金庫、一般社団法人埼玉県中小企業診断協会、株式会社埼玉りそな銀行、住友生命保険相互会社、損害保険ジャパン株式会社、SOMPOびまわり生命保険株式会社、

第一生命保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、株式会社日本政策金融公庫、日本生命保険相互会社、

三井住友海上火災保険株式会社、株式会社武蔵野銀行、明治安田生命保険相互会社

## 健康経営の普及・健康経営実践企業へのフォローアップ